

平成30年度三豊市における障害者就労施設等からの 物品等調達方針

1.目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等〔別紙1〕からの物品等〔別紙2〕の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものである。

2.適用範囲

この方針は、三豊市の物品等の調達に適用する。

3.調達目標

三豊市が施設等から調達する品目と目標は、以下のとおりとする。

(単位:千円)

品 目		内 容	H30年度目標	備考
需 用 費	印刷製本	窓あき封筒印刷	308	
役 務	清掃・施設管理	公園清掃 1,200円/人日	622	指定管理 運營業務
	その他のサービス・役務	リサイクル処理保管業務 缶 10円/kg ビン 16円/kg ペット 21円/kg	9,687	
合計			10,617	

4.調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、三豊市会計規則(平成18年規則第55号)及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ障害者就労施設等から随意契約を活用することにより、物品等の調達を行うものとする。

5.調達の推進

障害者就労施設等からの物品等の調達に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、下記の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ①福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報について、市の機関へ情報提供を行う。
- ②市の機関は、障害者就労施設等との契約が、スムーズに行われるよう配慮する。
- ③市の機関は、障害者就労施設等からの物品等の購入が簡易に行われるよう配慮する。(共通物品等への登録)
- ④市の機関は、障害者就労施設等への発注について、各障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

6.共同受注窓口の活用

発注情報の提供や障害者就労施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等については、障害者就労施設等の共同受注窓口として設置している(NPO)香川県社会就労センター協議会を活用する。

なお、同協議会については、三豊市障害者支援施設等受注団体認定要綱により、市が随意契約できる相手方として認定しており、障害者就労施設と同様に同協議会が製作した物品や役務の調達を随意契約により行うことができる。

7.調達実績の公表

本方針に基づく物品等の調達については、当該年度終了後、実績を取りまとめ公表するものとする。

8.その他

①市主催行事等における配慮

市の機関が開催する各種行事、イベント等について、県障害福祉課や(NPO)香川県社会就労センター協議会を通じて、障害者就労施設等への情報提供を行う。

②業務委託先等における配慮

市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営補助金の交付先（外郭団体）等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

③県との連携

県、関係機関とも連携を図り、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

④職員等の協力

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、障害者就労施設等からの購入に協力するよう呼びかける。